

第5章 都市環境

第1節 交通環境の整備

1 本市における交通政策

本格的な人口減少、少子・超高齢社会において地域社会を維持し活力あるものとしていくためには、公共交通と連携した集約型のまちづくりとする「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方方が重要であると考えています。持続可能な公共交通ネットワークの形成に向けて、市民・関係機関等との連携により、公共交通の利便性の向上に取り組むとともに、公共交通の利用促進に向けた意識の醸成に努めています。

(1) 総合都市交通計画の改定

平成22年11月に「高松市総合都市交通計画」を策定し、25年9月に制定した「高松市公共交通利用促進条例」の理念を踏まえ、これまで公共交通の利用促進施策に取り組んでいます。また「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの下、過度に自動車に依存しないライフスタイルの実現に向け、本市にふさわしい持続可能な交通体系を構築することを目的として、31年3月に、同計画を改定しました。

(2) 総合都市交通計画推進協議会

高松市総合都市交通計画に掲げる施策を効果的に推進するため、平成22年11月30日に、同計画の「高松市総合都市交通計画推進協議会」を設置しました。また、協議会には3つの部会（交通機能部会、交通結節部会、市民啓発部会）を設け、各部会において、専門的な検討を行うことにより、効率的な施策の推進に取り組んでいます。

(3) 公共交通利用促進条例の制定

公共交通の利用を促進し、安全かつ快適で人と環境にやさしい都市交通の形成に寄与するため、市、市民、事業者及び交通事業者それぞれの役割や、公共交通に関する基本的施策等を規定した「高松市公共交通利用促進条例」を平成25年9月27日に制定し、この条例の制定を契機として、26年3月1日から電車・バス乗継割引拡大事業や、同年10月1日から高齢者公共交通利用運賃割引事業を実施しています。

(4) 地域公共交通再編事業

接続可能な公共交通ネットワークの構築を目指すため、平成31年3月に改定した「高松市総合都市交通計画」の基本方針に沿って、「高松市地域公共交通網形成計画（31年3月改定）」及び「高松市地域公共交通再編実施計画（31年3月改定）」に基づき、既存ストックを活用し、新駅・駅前広場整備・複線化事業、バス路線再編を進めています。

その新駅整備のうち、三条～太田駅間については、28年度から事業着手するとともに、太田～仏生山駅間については、31年度から事業着手するしました。

2 駐車場

(1) 概要

中心市街地に集中する自動車交通に対応するため、瓦町地区やサンポート高松で民間駐車場との役割分担を図りながら公共駐車場を整備し、利用者の利便性の向上に努めています。また、駐車場法に基づく路外駐車場の設置届を審査するなど、安全な駐車施設が整備されるよう指導を行つ

ています。

(2) 市立駐車場の整備状況

現在、高松市の管理する一般公用駐車場は8か所あります。最近では、JR高松駅利用者の送迎用車両による違法駐車対策の一環として、高松駅南交通広場に一時利用専用の駐車場（36区画）を整備し、平成25年10月1日より供用を開始しています。

(3) 違法駐車の防止対策

平成4年12月、違法駐車による事故や渋滞の発生を防止し、安全で快適な生活環境の確保と都市機能の維持向上を目指した高松市違法駐車の防止に関する条例（平成4年条例第39号）を制定し、国道11号、フェリー通り、菊池寛通り、中央通り及び市役所前通りの5路線を違法駐車防止重点地域に指定の上、違法駐車防止啓発活動を実施しています。

(4) 貨物車専用荷さばき駐車場の設置

平成9年12月から市道区域内の有効活用により集配貨物車専用荷さばき駐車場を設置するなど、集配貨物車両の違法駐車減少に努めています。

一方、路外荷捌き駐車場については、高松ポケットローリングシステム協議会において、1箇所1台分の路外荷捌き駐車場を運営していたが、新たな荷捌き駐車場の設置が難航していることや、配送・集荷業者が手法を変更し、車両総量を抑制する取組を始めていることを考慮し、高松ポケットローリングシステム協議会に対する、荷捌き駐車施設の管理・運営及び新規設置拡充に係る補助金については30年度をもって廃止し、路外荷捌き駐車場は31年1月に閉鎖した。

3 自転車利用環境の整備

(1) 自転車等駐車対策総合計画

放置自転車対策を一層推進するため、平成10年度に自転車等駐車対策協議会を設置し、手軽な交通手段として自転車などの適正な利用を促進する自転車等駐車対策総合計画を策定（平成11年3月）しました。

以降、この計画に基づき、自転車等の駐車需要の著しい地域や駐車需要が著しく高まることが予想される市街地中心部及び鉄道駅周辺に自転車等駐車場を計画的に整備するとともに、自転車利用のマナーの向上など、快適な自転車等利用の環境づくりを行っています。

平成24年4月には、環境負荷の少ない自転車を利用したまちづくりを更に推進するため、平成24年度から33年度を計画期間とする新たな自転車等駐車対策総合計画を策定しました。

(2) 放置禁止・整理区域

放置自転車対策として、昭和57年3月に高松市自転車等の適正な利用に関する条例（昭和57年条例第27号）を制定し、放置禁止区域・整理区域を設定しました。

放置禁止区域内においては2時間以上、整理区域内においては2日以上放置している場合、移送・保管するなど、放置自転車等の規制措置を行う一方、隣接の事業所に対して自転車等駐車場の増設を要望し、協力を得るなど、規制と受け皿の両面から放置自転車等の排除に努めています。（巻

市立駐車場の整備状況

| 箇所数 | 台数 |
|-----|----------------------|
| 8か所 | 乗用車 2,105台 バス 14台 |
| | |

（平成31年3月31日現在）

違法駐車防止重点地域における状況

| 年度 | 路線名 | 計 |
|-----|-------------|-------|
| | H5 実施前台数（台） | 173.0 |
| H30 | 台数（台） | 22.2 |
| | 減少率（%） | 87.2 |

(末資料164P<資料72>)

放置自転車整理状況

| 区分 | H30 |
|------------|--------|
| 警告札貼付枚数(枚) | 47,238 |
| 撤去台数(台) | 4,936 |
| 返還台数(台) | 2,679 |

《放置禁止区域》

琴電瓦町駅地区、JR高松駅地区、中央通り、美術館通り、サンポート高松地区、琴電栗林公園駅地区、JR端岡駅地区、JR栗林駅地区、琴電片原町駅地区、国道11号（中央通り～フェリー通り）

(3) 放置自転車保管後の再利用等

保管期間を経過した放置自転車のうち、再利用が可能なものについては、限りある資源の有効活用を図るとともに、市民の利便に資することを目的として、平成4年9月に「高松市放置自転車リサイクル要綱」を定め、市内の外国人留学生等を受け入れている団体等にリサイクル自転車として貸与するほか、公用車として利用しています。

また、平成13年8月に高松市帰属自転車売却要綱を定め、移送・保管している放置自転車のうち、引き取り手のない自転車を一般販売することにより、資源の再生利用の推進及び市民のリサイクル意識の高揚に努めています。

(4) レンタサイクル事業

自転車を共有することで自転車の総数を抑制し、放置自転車の減少を図るとともに近距離の公共交通機関の一つとして市民の利用に供するため、平成13年3月に高松市レンタサイクル条例を制定し、同年5月から琴電瓦町駅とJR高松駅の2か所にレンタサイクルポートを設け、レンタサイクル150台で事業を開始しました。

現在、市内7か所にレンタサイクルポートを設け、約1,250台のレンタサイクルで運営しています。



丸亀町レンタサイクルポート

また、利用促進とイメージアップのため、レンタサイクルの車体の新デザインを公募により決定し、30年度までに1,041台を新デザインにしました。今後も、順次、新デザインの車両を増車する予定です。（卷末資料164P<資料73>）

平成30年度レンタサイクル利用台数 309,995台（7ポート合計）

(5) 自転車駐車場

日常の交通手段として自転車の利用が定着する一方で、これら自転車の無秩序な放置は、都市景観及び交通安全の観点からは大きな課題となっていることから、駅前を中心に自転車駐車場の整備に努めています。

| 箇所数 | 面積(m ²) | 収容台数(台) |
|------|---------------------|---------|
| 73か所 | 17,854 | 11,234 |

（平成31年3月31日現在）

(6) 自転車走行空間の整備

平成20年11月に「自転車を利用した香川の新しい都市づくりを進める協議会高松地区委員会」において策定した、「高松市中心部における自転車ネットワーク整備方針」に基づき、関係機関が相互に連携し、自転車道などを整備しています。

平成30年度は、五番町西宝線にてサンクリスタル高松の西側交差点以西約0.4kmの自転車道整備工事、八番町西浜新町線において自転車走行指導帯整備工事に着手しました。

平成30年度までの整備実績 9.0km

第2節 都市公園等の整備

1 概要

都市公園等の整備は、都市の緑化を推進し、緑地を確保していく上で、その中核を構成するものです。本市の公園整備は、戦後の土地区画整理事業から始まりました。以降、順次公園の整備が進んだことにより、現在、市内の公園数は318か所となっています。

このうち、特に身近な公園としての街区公園は、土地区画整理事業地区以外では、十分に整備されていない状況にあり、市民一人当たりの公園面積は不足しています。

このようなことから、平成26年4月に公園の無い小学校区や不足している小学校区において、「身近な公園整備事業」を創設し、公園の整備に着手しています。また、河川敷地を利用した広場を確保するとともに、周辺に公園が無く、当分の間、公園整備が見込まれない地域については、民間の空き地などの遊休地を借地して「ちびっこ広場」を開設するなど、子どもたちの安全な遊び場づくりに努めています。

市街地中心部では、高松港頭地区総合整備事業の一つとして、玉藻公園西側の拡張整備が完了し、平成26年4月に供用を開始しています。また、市域東部の丘陵地では、市民の健康増進のため、スポーツ活動やトレーニング、レクリエーションなどに気軽に利用できる施設を配置した東部運動公園の施設整備が完了し、平成26年5月に全面供用を開始しています。

さらに、平成28年4月20日には、平成18年から整備を進めていた、あじ竜王山公園がオープンしました。この公園は、「瀬戸の風景を体験できる公園」「自然とふれあえる公園」「アートと遊べる公園」をコンセプトに整備しました。

今後とも、市民に潤いと安らぎを与える都市施設となるよう、市民参加による親しまれる公園づくりを推進することにより、都市の生活環境の向上を図ることとしています。

2 都市公園等の設置状況

| 種 別 | 現 況 | | 公 園 名 称 |
|---------|-------|--------|-----------------------|
| | 公 園 数 | 面積(ha) | |
| 街 区 公 園 | 250 | 34.40 | 松島公園・明見公園・上之町北公園ほか |
| 近 隣 公 園 | 15 | 24.94 | 紫雲公園・今里中央公園・円座公園（県）ほか |
| 地 区 公 園 | 3 | 17.70 | 中央公園・橘ノ丘総合運動公園・如意輪寺公園 |
| 総 合 公 園 | 3 | 46.46 | 仏生山公園・峰山公園・あじ竜王山公園 |
| 運 動 公 園 | 3 | 82.33 | 香川県総合運動公園（県）・東部運動公園 |
| 歴 史 公 園 | 2 | 83.72 | 玉藻公園・栗林公園（県） |
| 墓 園 | 2 | 16.06 | 平和公園・六ツ目墓園 |
| 広 域 公 園 | 1 | 40.52 | さぬき空港公園（県） |
| 緑 地 緑 道 | 39 | 39.74 | 杣場川緑道・屋島緑地・香東川緑地（県）ほか |
| 計 | 318 | 385.87 | |

(平成31年3月31日現在)



あじ竜王山公園



如意輪寺公園

3 公園の維持管理

公園は、市民の憩いの場であるとともに子どもの健全な遊び場や情操教育の場となっており、その安全性を確保するための巡回と、施設の修繕・点検を行うとともに、樹木の保護のため害虫駆除・剪定等の維持管理に努めています。また、公園愛護会（子ども会・老人会・自治会等）による除草・定期清掃など、市民の協力をいただきながら、レクリエーションやコミュニケーションの場として、安全、安心して快適に利用できる公園になるよう努めています。

《公園愛護会団体数》 157団体（平成31年3月31日現在）



伏石立石公園

4 ちびっこ広場

遊び場に恵まれない地域の児童や幼児のために、民間の空き地など遊休地を所有者の善意により開放していただき、子どもたちが安全かつ健全に遊べる「ちびっこ広場」として整備しています。

《ちびっこ広場設置状況》 58か所 49, 555. 50m²（平成31年3月31日現在）

5 ポケットパーク

緑豊かな都市景観をつくるため、街路事業等の残地を利用して、個性のあるポケットパークとして整備しています。

《ポケットパーク整備状況》 15か所 3, 622. 88 m²（平成31年3月31日現在）

第3節 緑化の推進

1 緑化事業

(1) 第2次緑の基本計画の策定

高松市緑の基本計画は、平成6年の都市緑地保全法の改正により創設された都市の緑全般に関する計画で、従来の緑のマスタープランが主として対象としていた都市計画に関する事項と、都市緑化推進基本計画が対象としていた公共公益施設の緑化、民有地の緑化推進等に関する事項を統合し、拡充した計画です。平成13年度に前計画を策定しましたが、その後、合併による市域の拡大や新しい都市計画マスタープランの策定など、本市の緑を取り巻く環境が大きく変化したことから、前計画の見直しを行い、平成22年9月に第2次高松市緑の基本計画を策定しました。

(2) 都市緑化の推進

緑豊かな都市環境を形成していくためには、公園の整備はもとより、公共施設や民有地の緑化、緑地の保全を図る必要があります。本市では、緑地の現況等を把握するとともに、緑化の目標や方策などを明らかにし、総合的な緑化を推進するため、第2次高松市緑の基本計画に基づき、温暖化対策としての公園・校庭の芝生化を行うほか、公園施設長寿命化計画の策定などを新たな施策とし、地域の特性を活かした個性豊かで魅力ある緑の地域づくりを推進するため、新たに緑の地域別計画を盛り込み、市民、事業者、ボランティア、NPO、行政が相互に連携・協力し、緑豊かで環境負荷の少ないまちづくりを推進しています。

(3) 街路緑化

都市の緑化を推進するため、市道に植栽された街路樹の剪定・駆除・灌水などの計画的な維持管理を行うとともに、枯損木等の撤去及び補植を行い、環境と調和のとれた地域づくりに努めています。

| 路線名 | 樹木本数等 | 主な樹種 |
|--------------|----------------------------|--------------------------------------|
| 五番町西宝線ほか81路線 | 高木 6,582本 | アメリカフウ、クスノキ、ケヤキ クロガネモチ、ナンキンハゼ等 |
| | 低木 29,227m ² | アベリア、サンゴジュ、ボックスウッド ハマヒサカキ、ヒラドツツジ等 |

(平成31年3月31日現在)



菊池寛通りの街路樹（イチョウ）

(4) 民有地緑化

市と市民が一体となって緑の保全、回復に努め、健康で快適な生活環境を確保するため、昭和57年10月から高松市緑化条例（昭和50年条例第24号）を施行し、公共施設の緑化を進めるとともに、昭和62年度からは生垣設置助成を、平成元年度からは事業所などの環境保全緑化助成を、さらに平成20年7月からは中心市街地活性化基本計画区域において、屋上緑化・壁面緑化に対する助成を行うなど、民有地緑化を推進しています。平成27年4月から、助成要件の緩和や助成率の引き上げ等を行うなど、市民が緑化に取り組みやすくなるよう助成制度を拡充し、利用促進を図っています。

（巻末資料164P＜資料74＞）

生垣等助成実施状況

| 区分 | H30 |
|-------|--------|
| 件数（件） | 2 |
| 金額（円） | 86,000 |

2 花いっぱい運動

良好な都市環境を保つ上で、花や緑は大切な役割を果たしています。

本市では、快適な生活環境、カラフルなまちづくりを推進するため、公園内の花壇づくりのほか、高松駅前広場や商店街の街角等に花壇を設け、四季折々の草花を植え付けて、うるおいとやすらぎのある生活環境の創出に努めています。

また、春のフラワーフェスティバルや街頭での啓発活動、さらには、人生記念植樹などの各種のイベント時に草花の配布等を行い、花いっぱい運動を推進しています。



春のフラワーフェスティバル

3 公園の芝生化

本市では、第2次高松市緑の基本計画において、公園の芝生化を重点施策として盛り込み、地域住民との協働の下、平成22年度より本格的に公園の芝生化事業に取り組んでいます。平成30年度末までに13公園で供用しています。



松縄北公園



太田南皿井公園



勅使町御殿ふれあい公園



芝生植栽 市民との協働作業

4 校庭の芝生化

高松市教育委員会では、緑豊かな教育環境を整備し、子どもたちの緑化意識を育み、環境学習の場となる、環境に配慮した学校施設を目指すとともに、次代を担う子どもたちの運動・体力不足を解消し、たくましく心豊かな子どもたちの育成を図るため、平成21年度から、校庭芝生化に取り組んでいます。平成30年度には、栗林小学校の校舎改築に伴い、校庭の芝生の植栽を実施しました。



栗林小学校 校庭

第4節 環境に配慮した公共工事への取組

1 公共工事における環境配慮への取組の実施

市が行う公共工事の執行に当たり、計画・設計・施工の各段階において、環境に配慮した取組を行い、環境保全を図り、環境に調和した施設の整備に努めました。（巻末資料 164P <資料 75>）

| 年 度 | H30 |
|-------------|-----|
| 環境に配慮した工事件数 | 352 |

2 公共工事における雨水浸透施設の設置

公共施設整備の際は、敷地内に雨水を浸透させる施設の設置に努めています。（巻末資料 164P <資料 76>）

| 年 度 | H30 |
|-------|-----|
| 設 置 数 | 1 |

第5節 美しいまちの形成

1 美しいまちづくり推進事業

(1) 美しいまちづくり基本計画の策定

平成 21 年 12 月に制定した「高松市美しいまちづくり条例」に基づき、この条例の基本理念に掲げる「良好な景観の保全・形成・創出」・「環境美化の推進」・「市・市民・事業者の協働」の実現に向け、美しいまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本市の景観形成の指針となる「高松市美しいまちづくり基本計画」を平成 23 年 3 月に策定しました。

『目標像』 『だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる 美しいまち 高松』

(2) 美しいまちづくり賞

平成 23 年度から美しいまちづくりに対する意識の高揚を図るため、美しいまちづくりに著しく寄与していると認められる建築物等や活動を対象に、4 年に 1 度、美しいまちづくり賞の表彰を行っています。平成 27 年度には、建築物等 6 件、広告 2 件、活動等 2 件の表彰を行いました。



香南支所・香南コミュニティセンター
(建築物等に関するもの受賞作品)



赤い花の咲くソバの郷—塩江
(活動等に関するもの受賞作品)

(3) 景観計画の策定

景観法に基づく「高松市景観計画」を平成 24 年 3 月に策定し、市内全域で一定規模以上の建築物の新築等の行為に対し、景観計画に定める景観形成基準への適合を促進するため、事前の届出を義務づけ、協議を行っています。

また、平成 28 年 4 月 1 日に、景観計画において景観形成重点地区に指定している栗林公園周辺地区、仏生山歴史街道地区、都市軸沿道地区に加え、屋島地区と讃岐国分寺跡周辺地区を追加指定しました。

(4) 屋外広告物の規制・誘導

平成 25 年 9 月に屋外広告物条例を改正し、屋外広告物に関し必要な措置を講ずることにより、良好な景観形成や風致の維持に努めています。

また、平成 30 年 3 月には、一定規模以上の屋外広告物に対して、安全点検の義務化を導入しました。

2 道路景観の整備

(1) コミュニティ広場

市民の憩いの場として、コミュニティ広場を整備することで、美しい景観の形成及び道路空間の環境保全に努めています。

コミュニティ広場は北部コミュニティ広場(内町)、兵庫町コミュニティ広場(兵庫町)、田町コミュニティ広場(田町)の3箇所あり、美観上・風致上のモデル地区として位置づけられており、地域の人々や歩行者が気軽に散歩や買い物を楽しんだり、何気なく立ち止まって会話を交わしたり、市民の憩いの場として利用されるようにしています。

(2) 「たかまつマイロード」事業

「たかまつマイロード」は、道路愛護団体が自発的意思のもと市が管理する道路の一定区間の清掃・緑化等の維持管理を行うものです。市はこれを支援することにより、道路の環境美化だけでなく道路への愛護意識の高揚を図り、道路利用者のマナー向上を啓発すること目的としています。平成13年度のモデル実施に引き続き、制度のPR等に積極的に取り組み、平成30年度末現在で118団体と契約を締結し、道路の環境美化推進に努めています。

(3) 電線類の地中化

安全で快適な道路空間を確保し、都市災害の防止や道路景観の向上を図るため、中心市街地における電線類の地中化を推進しています。

平成30年度までの整備実績 10.16km

3 環境美化推進事業

(1) 環境美化条例

空き缶やたばこの吸殻等のポイ捨ての禁止や容器包装の再資源化等を主な内容とした環境美化条例を平成9年3月27日に制定しました（施行は同年10月1日）。

また、平成18年3月には「歩きたばこ禁止区域」を指定するなど、空き缶やたばこの吸い殻のポイ捨てのない美しいまちづくりに取り組んできました（施行は同年6月1日）。

さらに、平成21年12月には一部改正を行い、全市域の公共の場所における喫煙の制限及び印刷物等の回収の規定を設けるとともに、これまでの「歩きたばこ禁止区域」を「喫煙禁止区域」に名称変更し、その区域を拡大しました（施行は平成22年4月1日）。

現在、環境美化条例の施行日にちなみ、10月1日を「環境美化の日」、10月を「環境美化月間」と定め、この期間を中心に積極的な啓発活動等を実施しています。

(2) 環境美化啓発活動

昭和54年9月に環境美化についての全市民共同の実践目標となる「環境美化都市宣言」を行い、同年11月に市内の関係団体・市議会・行政の代表者で組織する「高松市環境美化都市推進会議」が発足しました。

この推進会議を母体に、市民一人一人の郷土愛と自治と連帯に根ざす清潔で美しいまち「環境美化都市高松」を実現するため、サンポート高松・中央通り一斉清掃等の清掃活動や環境美化啓発活動を推進しています。

ア サンポート高松・中央通り等一斉清掃事業

サンポート高松、中央通り及び菊池寛通りの一部（琴電瓦町駅前から中央通りまでの間）沿道の事業所従業員、ボランティア及び市職員による一斉清掃を早朝始業前に行っています。（原則として毎月第一木曜日に実施）

イ 環境美化推進運動功労者表彰事業

1年以上継続して、公共の場所で清掃奉仕や緑化推進などを実践し、環境美化の推進に功労のあった個人、団体を表彰しています。また、平成30年度から、顕著な環境美化活動を長年実践し

ている個人や団体を対象とする「永年功労者賞」を新設し、表彰しています。

平成30年度功労者賞 個人39人、団体19団体

永年功労者賞 個人1人、団体3団体

ウ 清掃用具貸出事業

事業者や各種団体による公共の場所等の清掃活動に対し、清掃用具の貸出しを行っています。

平成30年度実績 42件

エ 第11回「高松クリーンデー “たかまつきれいでー”」の実施

環境美化月間(10月)の啓発行事として、清掃活動の重点日(平成30年10月28日)を設定し、高松市衛生組合連合会との共催により、市内全域における美化活動を実施しました。

平成30年度参加者 約34,000人

オ 喫煙禁止区域周知啓発事業

環境美化条例の一部改正により、「歩きたばこ禁止区域」が「喫煙禁止区域」に変更され、区域が拡大されたことに伴い、拡大区域の主要な交差点等200か所に表示シートを貼り付けています。また、サンポート高松・中央通り等一斉清掃時におけるのぼりの掲揚や、電車内での車内放送等による啓発も実施しています。

カ 環境美化啓発物品作製事業

環境美化に理解のある企業等に協賛してもらい、「携帯用ゴミ袋」など環境美化を啓発する物品を作製し、各種イベント会場で配布するなど、美化意識の向上を図っています。

キ その他の啓発事業

ポイ捨て禁止や犬のウンチ禁止啓発ポスターを作製、市民や自治会に配布し、環境美化の啓発を行っています。

また、平成10年度に環境美化啓発活動に効果的活用するため、環境美化シンボルキャラクターを作成しました。愛称は、一般公募により「アウトくん」と命名しました。



環境美化シンボルキャラクター
「アウトくん」

(3) 喫煙禁止区域

平成18年6月、高松市環境美化条例を改正し、サンポート(サンポート及び浜ノ町のそれぞれ一部)及びサンポートから栗林公園東門までの中央通りと高松中央商店街(アーケードが整備されている8商店街)を「歩きたばこ禁止区域」に指定し、備付けの灰皿のある場所以外での喫煙を禁止しました。しかし、禁止区域内では一定の効果があったものの、それ以外の区域においては、依然として空き缶やたばこの吸い殻が後を絶たない状況であったため、平成22年4月に、さらに同条例を一部改正し、「歩きたばこ禁止区域」の名称を「喫煙禁止区域」に名称変更するとともに、禁止区域を拡大しました(平成22年4月1日施行)。



(4) 空き地の適正管理

宅地造成地等の空き地に雑草が繁茂すると、ごみの不法投棄、害虫の発生、火災、花粉症等の原因となるおそれがあるため、高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例 第6条(清潔の保持)中の、「土地又は建物及び周辺の清掃を行う等清潔を保つよう、また、みだりに廃棄物を投棄されないよう、その適正な管理に努めなければならない」旨の規定に基づき、空き地の管理者等に対し、空き地の除草等、適正な管理について口頭又は書面で協力依頼をしています。(巻末資料165P<資料77>)

空き地の適正管理処理件数

| | |
|-----|-----|
| 年 度 | H30 |
| 件 数 | 105 |

(5) 空き家等対策

景観、衛生等の生活環境の保全並びに災害及び犯罪の予防を図り、もって市民が安全で安心に暮らせるまちづくりを推進することを目的に、空家等対策の推進に関する特別措置法及び高松市空家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例の規定に基づき平成28年2月に空き家等対策計画を策定し、空き家等対策を総合的かつ計画的に実施しています。

空き家の所有者等に適切な管理を促進するため、口頭

又は書面で協力依頼を行うほか、危険なまま放置されている「特定空家等」の所有者等に対しては、除却、修繕等の必要な措置をとるよう助言・指導等を行っています。

※ 「特定空家等」とは

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことのより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家。

4 ため池等景観の整備

ため池や出水の恵まれた自然環境を有効に活用し、水辺空間を利用した小公園を整備して適切な維持管理を行い、潤いのある市民生活の営みや情緒豊かな人・環境の形成を図るとともに、豊かな憩いの場を市民に提供しようとするものです。

ため池等景観整備維持管理事業実績 (H30)

| 箇所数 | 事業主体 | 事業費 (千円) | 補助率 (%) | 補助金 (千円) |
|-----|------------|-------------|------------|-------------|
| 16 | 各土地 改良区 | 9,808 | 85 | 8,336 |



鹿ノ井出水景観整備

第6節 歴史的・文化的財産の保全

1 文化財事業

(1) 埋蔵文化財調査

高松市が行う施設及び道路建設など公共事業や、共同住宅建設など民間開発に伴う埋蔵文化財発掘調査や確認調査を行っています。

(2) 文化財の指定及び登録

郷土と関係の深い文化財のうち、重要なものについては市指定・登録を行い、さらに重要なものについては、県・国指定等となるよう努めています。(巻末資料165P<資料78>)

平成30年度新規市指定文化財

天満・宮西遺跡出土銅鐸（考古資料）

平成30年度新規国指定史跡

高松藩主松平家墓所



高松藩主松平家墓所

(3) 保存・管理

指定及び登録文化財の保存に努めるとともに、管理や修理に対する助成を行うほか、埋蔵文化財の発掘調査で出土した遺物の整理及び保存に努めています。

また、史跡・天然記念物屋島の文化財保護のため、屋島地区での家屋建築などの際に必要な「現状変更許可」の事務を行っています。

特別史跡讃岐国分寺跡及び史跡讃岐国分尼寺跡の公有地化を促進するとともに、「国分寺史跡公園」の管理に努めています。

(4) 公開・活用

郷土の歴史と文化財の公開及び活用を図るための諸行事を実施しています。

ア ふるさと探訪

市民の方々に、各種文化財に触れ郷土の歴史・文化を学習していただくため、市内及び近郊の史跡等を訪ね、現地で講師が解説する講座を年間10回開催しています。

イ 親子文化財教室

市内の小・中学生とその保護者を対象に、親子で郷土の歴史・文化を学習し、文化財を身近に接していただくため、子どもも興味をもちやすい体験型の講座を年間2回開催しています。

ウ 指定文化財の説明板等の設置及び修理

指定文化財を分かりやすく解説した説明板等の設置及び修理を隨時行っています。

エ 遺跡現地説明会・講演会（シンポジウム）

埋蔵文化財発掘調査の成果を広く市民の方々に知っていただくため、発掘現場における説明会、調査及び研究成果について専門家が発表又は検討する講演会（シンポジウム）や講座を隨時開催しています。

オ 埋蔵文化財展

埋蔵文化財に対する理解を深めていただくため、埋蔵文化財センター展示室や歴史資料館ほか3館などで隨時開催しています。

カ 文化財出前説明会

文化財に対する理解を深めていただくため、市民の方々の要請により、地区コミュニティセンターなどで隨時開催しています。

キ 埋蔵文化財センター

発掘した埋蔵文化財の整理や記録作業、保管をしている埋蔵文化財センターでは、展示や体験学習を実施しています。また、中学生の職場体験学習の受入れもしています。

(5) 資料の作成・配布

ア 市内文化財紹介冊子「高松市の文化財」

イ 「史跡高松城跡」図録

ウ 発掘した遺跡の紹介パンフレット「むかしの高松」

エ 講座テキストなど各種資料

(6) 名木保護事業

長い間風雪に耐え、市民に自然の恵みと安らぎを与えてきた郷土の古木、巨木などを本市の名木に指定し、これを永く保存します。（巻末資料 168P<資料 79>）

名木指定数 45 本（平成 31 年 3 月 31 日現在）



クスノキ（仏生山町）



ハク（扇町）



ソテツ（番町）